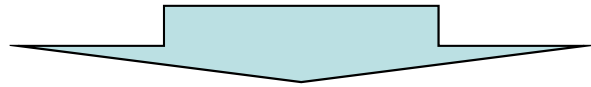


公の施設の指定管理者制度について①

改正の内容(地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により制度化)

(改正前) 管理委託制度

○公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定



(改正後) 指定管理者制度

○公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放する。

- 具体的には、
- (1) 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
 - (2) 施設管理における費用対効果の向上
 - (3) 管理主体の選定手続きの透明化

公の施設の指定管理者制度について②

①条例の制定(第244条の2第3項・第4項)

公の施設の目的を効果的に達成するため必要がある場合は、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる。

公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合に条例で定めるべき事項

- ・指定の手續(申請、選定、事業計画の提出等)
- ・管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件)
- ・業務の具体的範囲(施設・設備の維持管理、使用許可)

②指定の方法(第244条の2第5項・第6項)

①の条例に従い、指定の期間等を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定。

③利用料金制(第244条の2第8項・第9項)

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

④事業報告書の提出(第244条の2第7項)

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。

これにより、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費等の収支状況等、管理の実態を把握。

⑤地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令(第244条の2第10項・第11項)

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。

指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。